

上尾和太鼓の会「若駒」会則

- 第一条 本会は、上尾和太鼓の会「若駒」と称す。
事務局は、会長宅におく。
- 第二条 本会は、和太鼓や民舞の技術習得とそのための研修と研究を進めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 一 項 太鼓・民舞の技術向上と研修（保育・教育実践を含む）
二 項 職場・地域との交流
三 項 会員相互の親睦
四 項 荒馬座の地域講座・公演の企画
- 第三条 本会は、次の役員を置く。
- 役員 会長（1） 副会長（1） 会計（1） 書記（2～3）
稽古（2～3）
係 記録 備品 親睦（必要に応じた人数）
- 一 項 役員の仕事
・会長は、本会の代表として、会の運営・総務を行う。
・副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
・会計は、本会の会計全般を統括し、会費の徴収と総会時の収支決算の報告を行う。
・書記は、本会の事務を行う。稽古の記録・会員の手続きを行う。
・稽古は、稽古の計画と進行・新会員の指導を行う。
- 二 項 係の仕事
・記録係は、会の活動を写真やビデオなどで記録し整理する。
・備品係は、太鼓などの搬入・搬出計画と、道具の管理及び補修・製作を行う。備品購入後は、備品台帳を作成し、管理する。
・親睦係は、会員相互の親睦の場を企画・設営する。
- 第四条 役員・係は、総会で選出し、その期間は一年とする。ただし、役員と係は兼務してもよいこととする。
- 第五条 本会は、総会を義務づけ、一年に一回開催することと、前年度の総括をし、会計報告と、新年度の役員・係の選出及び運営方針と予算案を検討し、全会員一致して本会の運営方針を確認する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催する場合もあることとする。
- 第六条
- 一 項 本会の経費は、会費とその他の収入を持って充てることとする。
二 項 会費は、月額1000円とする。
- 第七条
- 一 項 会員認定は、本会の趣旨を理解し会費を納めたものとする。
二 項 休会届けを出した場合は、会費を免除する。

第八条 会員は、個人的に会の半纏を使用しない。退会の際は、半纏を返却することとし、返却費用は別途定めるものとする。

第九条 会の演目を披露及び指導する際は、会の同意を得るものとする。

第十条 出演にあたっては、特定の政治団体・宗教団体の催し物には参加しないものとする。

第十一条 本会の運営方針・役員・会計の施行は、四月より翌年三月とする。

第十二条 役員は、定期的に事務局会議を設定し、毎月の運営を確認する。

第十三条 会則の改正については、総会で承認を得ることとする。

- 《付則》
- ・この会則は、1996年2月27日より施行する。
 - ・この会則は、1997年5月2日より施行する。
 - ・この会則は、1998年5月29日より施行する。
 - ・この会則は、2003年4月19日より施行する。
 - ・この会則は、2004年4月23日より施行する。
 - ・この会則は、2007年5月25日より施行する。
 - ・この会則は、2008年5月17日より施行する。
 - ・この会則は、2011年4月23日より施行する。

※ 退会時の半纏買い戻しについて

- ・半纏の償却は、5カ年（60ヶ月）年。退会時には半纏購入月より起算し、月額¥300を差し引いた額で買い戻すこととする。
- ・現会員のついでには、平成15年4月より起算する。

= 資料 =

太鼓の貸し出しについて

- * 会員の申し出により、無料で貸し出す。ただし、管理責任を負うこと。会員の所属する職場なども同様で、事故が起きた時は、修理・交換などの責任を持っていただく。
- * 会員外への貸し出しは有料とする。一回につき1000円とし、メンテナンス費用に充てる。
- * メンテナンス費用については、毎月の会費から一部を積み立てをしていく。
- * 太鼓保管時の不慮の事故などによる太鼓の損傷などについては責任を問わないが、管理者が借用中であった場合は、他の会員と同様管理責任を負う。したがって太鼓管理者が太鼓を借用する時は、必ずその旨を申し出て、「管理」と「貸し出し」とをはっきり区別する。